

第1部 ジェンダー問題と学術

I ジェンダー問題と学術研究

I-1 ジェンダー問題とその意味

社会が活力に満ち、持続的な発展を続けていくには、それを構成する人々すべてが、自由で、自立し、それぞれの多様性が保障され、内にもつ可能性を発展させてその能力を最高度に發揮できる条件が与えられなければならない。そこでは、多様な個性をもつ人々が、それぞれの特性を発揚できる条件が確保された上で、男性も女性も、可能性に挑戦する機会が保障される。人々の個性や特性・属性などの多様性を相互に受容し尊重しつつ、これまでの社会に見られた差別や不平等を解消し、自立と多元性を前提にした共生社会を構築することは、21世紀の発展モデルにおいて欠くことができない要件の一つである。

20世紀には、男性と女性の差別を解消させ平等を進める方向でさまざまな変化が生じた。民主主義の浸透につれて広く平等な社会が目指され、政治参加や教育を受ける機会をはじめ社会生活のさまざまな場面において、差別の解消、諸階層の平等化が進められた。こうした過程には、諸権利を制限されていた層の強い働きかけ、国際化の進展や情報化の展開がもたらした先進的な状況についての情報の共有や、国際機関による世界的な基準の制定などが大きく貢献している。また、大量生産による消費の大衆化は、民主主義的な平等な社会の物的な基盤となった。さらに、高等教育の広範な普及、女性の高等教育への機会の拡大を通じて女性の社会的な活動の機会が大きく拡大された。これとともに産業技術が発展し、職場の労働環境、労働工程が大きく変化し、いわゆる重筋労働が縮小され、多くの職業において肉体的な制約が解消されるとともに、産業構造の変化とともに、広範な雇用労働者化が進み、あらゆる職場に女性の進出が進む条件が作られた。

しかしながら、今日の社会においては、なおさまざまな差別や不平等が残されており、新たな視点から一層の平等の実現が求められる。さらに、今日では地球規模で環境問題が深刻になってきたことから、生産の拡大を志向する価値観に代わって持続可能な発展が重要視されることになった。とりわけ日本のように急速な経済成長を遂げた社会においては、男性中心的で職業活動中心の生き方から脱却して、生活を重視した男女共生型の社会を目指す必要があることが強調されてきている。男女の平等に基づく新たな人間と人間の関係の構築は、ここに新たな意味を持つようになっている。

こうした状況の中で、すでに国連を中心に、女性の能力開発を進め、女性を差別する制度・慣行を廃止する努力が国際的に進められてきた。国連はその創設以来女性の地位について積極的な取組を続けてきたが、特に1975年を国際婦人年と定め、同年メキシコで第1回世界女性会議を開き、79年には国連総会で女子差別撤廃条約を採択し、その後も1980年、1985年、1995年と世

界女性会議の開催を重ね、2000年女性会議では、男女の教育格差の是正、女性への暴力の解消、性的搾取の禁止などを含む「さらなる男女平等に向けた行動指針」をとりまとめるなど、指導性を發揮し世界的に大きな影響を与えている。

I - 2 わが国のジェンダー問題

わが国においては、85年に女子差別撤廃条約を批准し、99年には男女共同参画社会基本法を制定するなど、制度的な整備が進められているが、なお社会のさまざまな場面に性別分業・男性中心の意識が残っており、制度の上でもまた社会生活の実態においても解決されていない問題が多く残されている。社会経済的な諸指標を国際的に比較すると、わが国は経済的な指標において高い位置にあるにもかかわらず、男女平等などにかかる指標においては今なおきわめて不均衡な低い位置にある。それだけに男女共同参画社会の確立に向けた諸施策の周知を図り、国民的な論議を活性化させなければならない。また、両性の平等という観点であらためて法制度を見直し、改善を図る必要がある。しかしながら、法制度などの未整備の問題は、社会生活の隅々にまでわたる慣行・慣習や人々の意識・感覚に基盤をもつものであるだけに、一層長期的な視点に立った積極的な取組みが求められる。

第一に、ジェンダー問題の実態にかかる正確な情報の把握とそれに基づくジェンダー視点に鋭敏な社会づくりが必要である。そのためにはまず、社会のさまざまな領域における男女の条件の差異などを的確に把握できるよう、ジェンダー統計を整備し、統計調査の設計段階、集計整表の段階、分析の段階、公表の方法などの一連の過程におけるジェンダー視点への配慮が求められる。さらに、ジェンダー問題についての息の長い専門的な研究とその成果の普及教育が進められて、ジェンダー視点に敏感な社会の実現が広汎な領域において図られる必要がある。

第二に、女性が職業生活を送る上で、家事・育児・介護等の負担にともなって就労の中止を余儀なくされ、職業における女性の評価を低下させ、就労条件を悪化させるという構図はなお解消されていない。家事・育児労働に対する評価をあらため、両性の共同分担を進めるとともに、育児等の社会的支援体制の質量両面にわたる改善など、社会化・市場化を通じての負担の適正化を図る必要がある。それと同時に、男性の職業活動を含めた企業社会のあり方の見直しが求められる。

第三に、管理的な職務や社会的意意思決定への参画などの、社会的・政治的な場面における男女共同参画の推進においてなお大きく遅れている状況の改善は重要な課題の一つである。多くの場合には機会は平等に開かれているが、これまで人材の育成が不平等になされてきた結果、適材が得られ難いことや、家事・育児・介護等の負担がなお女性に大きくかかっていること、などによって結果として大きな不均衡が生じる状況にある。このことからすれば現状は単に機会の平等を保障するだけでは不充分であり、早急な改善を図るために、一定期間ポジティブ・アクションを講じることも、いくつかの場面では

考慮する必要がある。しかし、中長期的視点からすれば、積極的な人材育成や能力開発の方策を講じること、さまざまな面での環境の改善を図ることなどを通じて特別な配慮を要しない状況を創り出すことが目指される必要がある。

第四に、ドメスティック・バイオレンスや職場におけるセクシュアル・ハラスメント、あるいは性の商品化によって生じている問題など、女性の人権にかかわる問題も、現代社会において新たな様相を呈している。人権意識をさらに高揚させる方策が講じられなければならない。それはまた同時に、各個人が自立し、異なる個性や価値観を認めあい、互いの差異を認めあった上で共生社会を構築することでもある。新しい共生社会の具体化とその実現を目指す方策が追求される必要がある。

第五に、法制度の改革も進められてきているが、なお男性中心的な制度が少なからず残されている。こうした状況にとどまっている重要な要因は、社会生活のさまざまな場面における慣行・慣習や人々の意識・感覚などにおける両性の平等の不徹底である。それはきわめて根深いものがあり、わが国社会の現状は、先進諸国の中ばかりでなく、経済的な発展にもかかわらずアジアの諸国の中でも後れをとっている部分が少なくない。新たな視点に立った積極的な改善の方策が講じられなければならない。

I – 3 学術研究とジェンダー視点

これらの実践的課題の解決のためには、社会的・文化的に構築されるジェンダー構造の俯瞰的・学術的究明を進める必要がある。とりわけジェンダー問題についての今日における世界的な潮流をさらに積極的に進め、残されている問題点の解決を目指すには、国際的な協議に基づいて国際的な基準を設定し、その水準をさらに高める活動を積極的に進める必要があるが、学術研究は、こうした取組みの基礎となる理念や研究成果を提示するという重要な課題を負っている。

学術研究における女性研究者の活躍は過去においてきわめて不十分であったが、女性研究者による研究が活発になるのにしたがって、学術研究のあらゆる分野において、女性の視点からの新たな研究の展開が見られるとともに、従来の学術研究には男性の視点から行われた結果としてのさまざまな歪みがあったことに気づかれるようになった。こうして生み出される両性の視点の均衡のとれた、人間的な視点にたった学術研究が今後各分野にわたって進められなければならない。

20世紀の科学にかかわる陰の部分を克服した新たな21世紀の科学を追究していく上で、従来の科学の見直しは急務である。こうした見直しの一つの重要な視点として、ジェンダー・バイアスについての検討は重要な課題である。しかしながら、現状では、従来の研究に見られるジェンダー・バイアスの指摘は、なお断片的なものにとどまっており、学術研究の各分野にわたって、その体系的な解明とジェンダー視点に導かれた新たな人間的視点からの研究の方向付けがなされなければならない。